

証券会社、投資信託委託業者及び投資法人等並びに証券投資顧問業者等の監督等に当たっての留意事項について - 事務ガイドライン -
 (第1部 証券会社等の監督関係)

現 行	改 正 案
<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 1 1 内部管理体制の充実・強化</u></p> <p>3 - 1 1 - 1 顧客管理体制について</p> <p>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行を確保する観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意するものとする。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 . 証券会社の監督事務</p> <p><u>3 - 1 1 内部管理体制の充実・強化</u></p> <p>3 - 1 1 - 1 顧客管理体制について</p> <p>証券会社は、顧客属性等に則した適正な投資勧誘の履行の確保、及び本人確認の徹底の観点から、顧客の属性等及び取引実態を的確に把握し得る顧客管理体制を確立することが重要であるが、その構築にあたっては、以下の点に特に留意するものとする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと)。</p> <p>(1)～(2) (略)</p> <p>(3) <u>本人確認の徹底</u></p> <p>— <u>電話番号又は電子メールのアドレスが同一である顧客口座の名寄せを定期的に行い、それらのうち、住所や姓の異なる顧客口座や暗証番号が同一の顧客口座を抽出する等の方法を行った上で、取引実態の把握や顧客本人への連絡等により取引の相手方が本人であることを確認すること。</u></p> <p>— <u>顧客の住所等の変更を適時把握できる措置を講じること。</u></p> <p>— <u>顧客が氏名、住所等を偽っていた疑いがある場合、あるいは、取引の相手方が取引の名義人になりすましている疑いがある場合には、証券会社が、本人確認書類の再提出を求めることにより顧客が本人であることを再確認することなく当該顧客あるいは取引の相手方と取引を行うことは、金融機関等による顧客等の本人確認等に関する法律第3条第1項に規定する本人確認義務に違反すること。</u></p>

現 行	改 正 案
<p>3 - 1 1 - 2 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>3 - 1 1 - 2 (略)</p> <p>3 - 1 1 - 3 <u>顧客の不正取引の防止のための売買管理について</u></p> <p><u>証券会社は、証券会社の行為規制等に関する内閣府令第 10 条第 10 号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理に際しては、以下の点に特に留意するものとする(特に、インターネット取引については、その非対面性に鑑みて細心の注意を払うこと)。</u></p> <p>(1) <u>顧客の売買動向の的確な把握及び管理の徹底</u></p> <p>— <u>顧客の売買商品、取引手法・形態等の売買動向を把握するための具体的な取扱方法を策定し、当該取扱方法に基づき、適時、モニタリング等を行うなどにより顧客の売買動向等の的確な把握に努めること。</u></p> <p>— <u>内部管理部門においては、当該取扱方法について、役職員に周知・徹底を図るとともに、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。</u></p> <p>(2) <u>売買審査基準の策定及びその効果的活用</u></p> <p>— <u>顧客の取引の公正性を確保するため、個別銘柄について、その騰落率や自社の市場関与率及び特定顧客による売買状況等を勘案した具体的な抽出基準を策定し、当該基準に基づく適正な抽出に努めること。</u></p> <p>— <u>抽出銘柄について、具体的な審査基準を策定し、作為的相場形成等の不正取引を排除するために必要な措置(例えば、顧客等に対する照会、注意喚起、取引停止等)を講ずる等適切な売買管理に努めるこ</u></p>

現 行	改 正 案
<p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 ~ 5 - 3 - 8 (略)</p> <p>(新設)</p>	<p>と。</p> <p><u>内部管理部門においては、抽出基準、審査基準及び措置状況について、適時、実態との整合性の検証を行い、必要に応じ見直しを行う等、その実効性を確保する体制を整備すること。</u></p> <p>(3) <u>その他</u></p> <p><u>顧客が価格制限を潜脱する目的を持ったと認められる短時間に連続して行う信用新規売り注文については、有価証券の空売りに関する内閣府令第3条第2号に規定する取引に該当しない等空売り規制の趣旨を周知すること。</u></p> <p><u>価格制限を潜脱する注文を受託することのないよう、適時、注文内容のチェックを行い、必要に応じ顧客への照会、注意喚起、取引停止等の措置を講ずる等適切な売買管理に努めること。</u></p> <p>5 . 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 登録金融機関の監督事務</p> <p>5 - 3 - 1 ~ 5 - 3 - 8 (略)</p> <p>5 - 3 - 9 <u>顧客の不正取引の防止のための売買管理について</u></p> <p><u>金融機関の証券業務に関する内閣府令第27条第6号その他の顧客の不正取引の防止のための売買管理については、3 - 11 - 3の規定に準ず</u></p>

現 行	改 正 案
<p>5 - 3 - <u>9</u> (略)</p> <p>5 - 3 - <u>10</u> (略)</p> <p>5 - 3 - <u>11</u> (略)</p> <p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては5 - 3 - <u>10</u>に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p>	<p><u>るものとする。</u></p> <p>5 - 3 - <u>10</u> (略)</p> <p>5 - 3 - <u>11</u> (略)</p> <p>5 - 3 - <u>12</u> (略)</p> <p>(1) 証券業務に関する帳簿の電子媒体による保存の対象となる帳簿は、法第65条の2第5項において準用する法第41条第1項に規定する取引報告書の写し及び金融機関の証券業務に関する内閣府令第46条第1項各号(同令別表第16に掲げる取引残高報告書にあっては、その写し)に掲げる帳簿で顧客に対して交付するものを除いた全てのものとする。ただし、注文伝票に関しては5 - 3 - <u>11</u>に基づいてコンピューターへの直接入力により作成している場合に限る。</p> <p>(2) (略)</p>